

島根県障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。) 第17条第1項の規定に基づき、関係機関が連携して障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的に、島根県障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報を交換すること。
- (2) 障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。
- (3) その他障がいを理由とする差別の解消に関連すること。

(組織)

第3条 協議会は、別紙協議会名簿に掲げる者で構成する。

2 協議会の座長は、島根県健康福祉部障がい福祉課長とする。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、必要に応じて座長が招集する。

2 協議会には、必要に応じて前条第1項に定める構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、島根県健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月12日から適用する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から適用する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から適用する。

(別紙)

島根県障がい者差別解消支援地域協議会名簿

松江地方法務局人権擁護課長

島根労働局職業安定部職業対策課長

島根県教育庁総務課長

島根県教育庁特別支援教育課長

島根県警察本部警務部警務課長

出雲市健康福祉部福祉推進課長

島根県健康福祉部障がい福祉課長